

令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県 沖を震源とする地震対応産地緊急支援 事業実施要領の制定について

２生産第 2466 号
２政統第 2586 号
令和 3 年 4 月 1 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

この度、令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする 地震対応産地緊急支援事業実施要領

第１ 趣旨

令和２年１２月以降の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２０３８号農林水産事務次官依命通知。）第２のただし書に基づく緊急対策及び別紙２のⅠの第１の１の（３）のエに基づく緊急対策として実施する。

第２ 事業内容

各事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記１から別記２までのとおりとする。

- １ 別記１ 産地緊急支援対策
- ２ 別記２ 果樹産地再生支援対策

第３ 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和２年１２月以降の大雪に係る取組については令和２年１２月１４日から令和４年３月３１日まで、令和３年福島県沖を震源とする地震に係る取組については、令和３年２月１３日から令和４年３月３１日までとする。

第４ 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和２年１２月以降の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第５ 留意事項

- １ 農業共済・収入保険等の積極的活用
事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。
- ２ 周辺環境への配慮及び適正な管理
本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを

処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和３年４月１日から施行し、令和２年12月以降の大雪の被害を受け令和２年12月14日以後に助成対象者が行う取組及び令和３年福島県沖を震源とする地震の被害を受け令和３年２月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。